「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に 関する検討会」開催要綱

1. 目的

今般、C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品が、卸売販売業者や薬局を通じて患者に提供された事案を踏まえ、偽造医薬品の流通を防止する観点から、製造から販売に至る一貫した施策のあり方を検討することを目的とする。

2. 主な検討事項

- (1) 偽造医薬品の流通の防止のための卸売販売業者や薬局における医療用医薬品の管理に関する事項について
- (2) 製造から販売に至る一貫した偽造品流通防止のための方策について
- (3) その他

3. 構成員等

- (1)検討会の構成員は、別紙の構成員により構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。座長 は会務を総括し、検討会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その 職務を代理する。
- (4)検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 検討会の運営等

- (1)検討会は、医薬・生活衛生局長が、構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- (3)検討会は、原則として公開とする。ただし、特定の者に不当な利益とは不利益をもたらすおそれがある場合等は非公開とする。
- (4) 検討会の庶務は、医薬・生活衛生局総務課が行う。
- (5) その他、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が検討会の了 承を得て、その取扱いを定める。